

# 史料紹介展 鹿島神宮文書

会 期 平成18年10月21日(土)  
~ 11月13日(月)

## 1 鹿島神宮と武家

藤原摂関家と結びついて発展した鹿島社は、中世になると武家の精神的な拠り所となります。治承4年(1180)、源頼朝は常陸国府を掌握した後、金砂合戦で佐竹氏を破り、常陸国をほぼ支配下におきました。「武家護持の神」として厚く鹿島社を信仰していた頼朝は、大窪郷(日立市)や橘郷(小美玉市、行方市)などを同社に寄進しました。古代より国衙との結びつきも強く常陸国一の宮としての権威を誇ってきた鹿島社を、東国における信仰の中心として存続させるための保護政策でした。

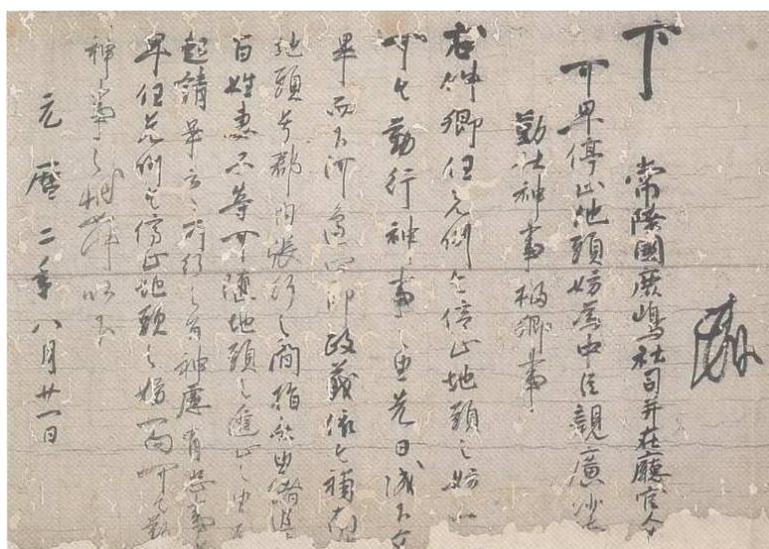
鹿島神宮の祭神である武甕槌神は武神として中世を通じて多くの武士の尊崇を集めました。そのため、鹿島神宮文書には源頼朝下文、足利尊氏御教書をはじめ、関東下知状などの武家関係文書が豊富です。鎌倉幕府の正史ともいべき「吾妻鏡」編纂にあたって、同文書が利用されたといわれています。

## 2 鹿島神宮文書

今回の史料紹介展では鹿島神宮(鹿嶋市)が所蔵する18巻の<sup>かんす</sup>卷子(いわゆる巻物)に収められた約250点の文書の中から中世文書を中心に紹介します。これらは、茨城県のみならず関東を代表する文書です。

鹿島神宮文書は、現在、全体に損傷がみられ、原本は非公開となっています。この史料紹介展では、文書の写真、解説をパネル展示します。

次に、展示史料の中から2点紹介します。

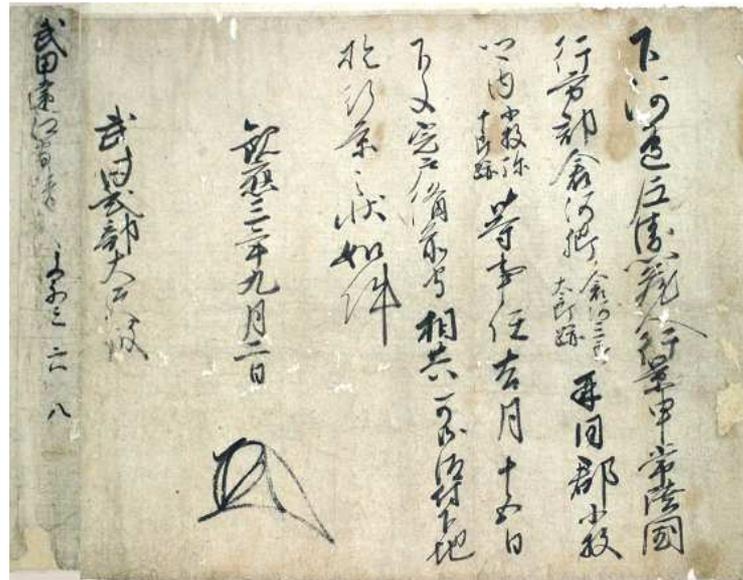


「源頼朝下文」鹿島神宮蔵

この文書は元暦2年(文治元, 1185)8月21日に源頼朝が出した「源頼朝<sup>くだしぶみ</sup>下文」です。書き出しが「下す」ではじまるので「下文」といいます。頼朝の署名はありませんが、文書の袖(文書の右側部分)に頼朝の花押(サイン)がみえます。頼朝の花押は、「頼」の偏「束」と「朝」の旁「月」を左右に合せて作った字「朝」をくずしてデザイン化しています。

常陸国南郡（石岡市，小美玉市，茨城町などを含む領域）の惣地頭職であった下河辺政義は橘郷の支配をめぐって鹿島社大禰宜中臣親広と争います。下河辺政義は『吾妻鏡』に「戦場に臨みては軍忠を竭し，殿中において労功を積む，よって御気色殊に快然たり」とあり，戦場や殿中での功績が頼朝から高く評価されていました。

元暦2年8月，頼朝の御前で裁決が行われました。この下文はこの時の「判決文」です。政義の乱暴を停止することを命じる鹿島社（大禰宜中臣親広）勝訴の判決でした。御前で十分な反論をしなかった政義に，頼朝がその理由を問いただしたところ「鹿島社は武士を守護する神である。これを恐れおののく気持ちを持っているので反論ができなかった」と答えました。戦場では武勇の士とされた政義でしたが，東国武士の精神的支柱であった鹿島社が相手では戦意も喪失してしまっただけです。



「足利尊氏御教書」鹿島神宮蔵

この文書は，観應3年（文和元，1352）9月2日付の「足利尊氏御教書」です。「状如件」の文言で書止め，日付の下に足利尊氏が花押を記しています。このような様式の文書を御判御教書といいます。尊氏の花押は，足利氏一族が署する花押の祖型となりました。

中世の鹿島社領は，神郡と呼ばれた鹿島郡を中心に行方郡や国府が所在する南郡など常陸国南部に集中していました。文書に見える倉河郷，小牧郷は行方郡内の所領ですが，鎌倉時代末期には地頭である常陸平氏の一族行方氏などによって下地濫妨・神用物抑留などにさらされていました。鹿島社は，鎌倉幕府や雑訴決断所へ地頭の非法停止を訴えましたが，地頭の行為は止みませんでした。

観應3年，鹿島社の訴えを受けた足利尊氏は，倉河郷地頭倉河三郎太郎，小牧郷外小牧村地頭小牧弥十郎の所領を没収し，下河辺左衛門蔵人行景に預けることを命じました。しかし，尊氏の命を受けた，武田高信，宍戸朝世が現地に赴きましたが，在地勢力の抵抗にあって鹿島社への所領の引き渡しができませんでした。

この争いで鹿島社への年貢は滞り，鹿島社が大きな損害を蒙ったことは言うまでもありません。鹿島社は重大な関心をもって，相論のゆくえを見守っていたのです。

（首席研究員 宮内教男）